

第1回知多市バリアフリー基本構想策定協議会での主な意見と対応について

資料1

No.	意見	対応
1	資料1で説明している重点整備地区や生活関連施設、生活関連経路について、法律上の定義と知多市における考え方が混在しているため、区分して説明したほうが良いのではないかと。	基本構想（案）作成の際に、法律上の位置づけを明記させていただきます。
2	資料2路外駐車場の規模について、1台あたりの駐車マスの大きさを5.0m×2.3m、駐車台数の目安を44台以上として算定しているが、これは小型車を想定したものであり、最近では3m程度の幅を取る比較的大きな駐車マスや駐車マスの間に乗降するスペースを設ける場合がある。駐車マスの大きさを5.0m×2.5mと定義すれば駐車台数の目安も40台となり、分かりやすいのではないかと。	基本構想（案）作成の際に、ご指摘のとおり修正させていただきます。
3	資料5で交差点部や車両乗入部の勾配改善とあるが、これは歩道を高くしておかないといけないという基準があるのか。横断歩道を高くして、歩道と平坦にしてしまうという手ではないかと。	歩道を整備する際は、基本的にセミフラットを採用します。（地形や沿道の状況等により、変更となる場合もあります。） ※道路移動等円滑化基準（国土交通省令）において、セミフラットの歩道を標準とするとされています。（参考資料添付）
4	知多市は車社会が浸透しているようであるが、これから運転ができなくなってもスムーズに施設間を移動できる環境を整備するのは重要である。このような暑い日は歩くのも危険であるため、木陰を作るなど休憩できる環境の整備も考えてはどうかと思う。	資料5「3 実施すべき特定事業その他事業について」参照。 ○（3）建築物特定事業の移動等円滑化に向けた取り組みに、「 <u>できる限り快適な移動ができるよう、屋根のある休憩スペースの確保</u> 」と記載します。 ○（4）その他事業（ハード対策）の移動等円滑化に向けた取り組みに、「 <u>バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備</u> 」と記載します。
5	○12月にパブリックコメントを実施することになっているが、第5次総合計画において朝倉駅周辺を中心にして市役所を移転するという話がある中で、朝倉駅周辺地区ありきで基本構想策定をスタートしているのではないかとイメージされてしまうのではないかと心配している。 ○朝倉駅周辺地区の整備が終わったら終わりではない、ということがうまく伝わるかが心配である。	基本構想（案）作成の際にご指摘のことについて配慮した記載となるよう対応いたします。
6	リフトバスを導入したが、リフトを出そうとすると1.7mぐらいのパレットを伸ばすことになるため、施設内の駐車場や通路のスペースが狭くて出せない場合がある。このようなことにも配慮した整備をしてほしい。	資料5「3 実施すべき特定事業その他事業について」参照。 （4）その他事業（ハード対策）の移動等円滑化に向けた取り組みに、「 <u>リフトバスの乗降ができる空間の確保</u> 」と記載します。
7	生活関連施設や、生活関連経路等の整備はどういった段階を踏んで進めていくのか記載が必要。	資料5「3 実施すべき特定事業その他事業について」参照。 <u>具体的な計画がある事業については、整備目標に整備予定年度を記載しました。</u>